

# ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件書および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ニュージャパントラベル(富山県富山市奥田新町8-1 ポルトアートとよま1階、観光庁長官登録旅行業者818号、以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 「海外旅行」とは、国内旅行(邦内のみ)の旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、添削別にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従つて運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊料金を海外で健康に過ごすためにhttp://www.forth.go.jp/旅行サービスの海外で旅行を予約する場合は、当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。
- (5) 旅行の申込みおよび契約の成立時期
  - (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託営業所(以下併せて「当社」といいます)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ(5)の申込金を添えてお申込みください。
  - (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の申込手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続をお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等で定めることになります。
  - (3) お客様との旅行契約は、当社から契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる時は第26項(2)の(イ)の定めになります。
  - (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提示しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
  - (5) お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

申込金(おひとり)	
旅行代金	出発日の前日から算起してさかのぼって60日前にあたる日まで
50万円以上	10万円以上旅行代金まで 10万円以上 旅行代金の20%以内
30万円以上 50万円未満	5万円以上 旅行代金の20%以内
15万円以上 30万円未満	3万円以上 旅行代金の20%以内
10万円以上 15万円未満	2万円以上 旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上 旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等で定めることになります。

- (6) お申込み段階で、湯宿の他事由により湯宿での滞りの理由で旅行契約を継続できない場所であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます)を確立するあります。
- (7) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます)を確認のうえ、申込書と金券相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (8) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となる時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込人に充当します。
- (9) 旅行契約は当社が前(イ)により旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社お客様に賜った時(ただし、この通知が電子掲示通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時に成立するものとします)。
- (10) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかつた場合は、預り金をお客様に払い戻します。
- (11) 当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間内にあったときでも当社は取消料をいたしません。
- (12) 当社は(7)のお待ちいただける期限までに連絡が取れなかつたときは、予約可能となった場合であっても予約を取り消すことが有ります。この場合預り金は全額戻し戻しません。
- (13) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての認証責任者から旅行申込みがあつた場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者に有しているとみなします。契約責任者は、当社が定めた日までに、構成者の名簿を当社に提出いただきました。当社は、契約責任者が構成者に対して現に良い、又は将来良い事が予測される債務又は義務にしては、その責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任とみなします。

## 3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満若しくは中学生以下の場合は、原則親権者の方のご同行を条件とします。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合はご参考にご断りする場合があります。
- (5) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取扱いに関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (6) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることができます。
- (7) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用にならなければ心身に障りのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠の遅延の可能性のある方、身体障害者補助犬(導盲犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮が必要な方の場合は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨を申し出ください。そのため、旅行契約を締結後にこれらの状態になった場合は、直ちに申出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要な措置の内容を具体的にあしらってください。
- (8) 前の(1)の申出を受けた場合、当社は、可能な範囲で範囲内に応じます。これに際して、お客様の状況や必要とする措置についてお伺いし、又は書面でそれをお伝えいただくことがあります。
- (9) 当社は、旅行の安全と円滑な実施のため介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、ご両親の一部についての変更を手配することができないことがあります。なお、お客様からお申出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解消させていただくことがあります。また、お客様からお申出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解消させていただくことがあります。
- (10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診察又是加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な薬をどうする事があります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (11) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件により受け取ることができます。
- (12) お客様のご都合により旅行の行程から脱離される場合は、その旨、復帰の有無、併せて、いる場合は街頭の予定日時等の情報が必要です。
- (13) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は团体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることができます。
- (14) その他当社の業務の都合があるときに、お申込みをお断りすることができます。
- (15) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が表示されている場合があります。お申込みの際「海外危険情報」に関する書面を提出します。また、外務省「海外安全ホットペーパー」(http://www.anzen.mofa.go.jp)でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に海外危険情報が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

す。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行代金を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとられるとして、旅行を能行する場合があります。この場合にお客様が旅行にやり認めるとときは、当社は所定の取消料を免除します。

(16) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「疫病感染症情報」を確認下さい。

(17) 衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所「海外で健康に過ごすために」http://www.forth.go.jp/

4. 契約書面及び確定書面「最終日程表」の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「最終日程表」といいます)をお客様にお渡しいたします。なお、この条件書面(パンフレット等)をお対象旅行代金の領収書、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行行程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合会場及び晴れ等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいます。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日前に当たる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定期間に当たるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることができます)この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以前に旅行の運送機関等が運送開始する場合は、旅行開始日の前日までにお渡しします。また、お渡し期限であつてもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配・旅費を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

## 5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。
- (2) 「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。

(ア) 「追加代金」

- a.お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを示した場合に1人部屋を使用する場合の追加代金
- b.ホテル又はお部屋の等級アップ等のアップグレードの追加代金
- c.「CFクラス追加代金」と称する航空機使用席座の等級変更による追加代金
- d.食事なしプラン、「朝食なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「朝光なしプラン」等への変更のための追加代金
- e.「宿泊プラン」等と称する宿泊のための追加代金
- f.その他の「Oプラン」、「O○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

(イ) 「割引代金」

- a.「トリップ割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
- b.「子供割引代金」等とし、申込金等の他の条件による割引代金
- c.その他の「O○○割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

## 6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日以降にお申込みの場合には、旅行開始日までの当社が指定するある日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることになります。

## 7. 渡航手続

- (1) 現在お持つのチケットが今回有効かどうかの確認、旅券、査証取得及び予防接種等の証明書等の渡航手続はお客様の責任で行なっていただきます。入国情に必要な旅券の残有效期や査証の有効期限、査証の取得について等に留意します。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理局事務所に問い合わせ下さい。
- (2) 当社は、「旅行業者の渡航手続代行契約」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続きの全部又は一部を代行することができます。
- (3) 当社は、当社の責めで旅費を支拂はずして由る旅券・査証の取得ができず又は関係国への出港が許可されなかつたとしても、その責任を負うものではありません。

(4) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となる時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込人に充当します。

(5) 旅行契約は当社が前(イ)により旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社お客様に賜った時に成立するものとします。

(6) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかつた場合は、預り金をお客様に払い戻します。

(7) 当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からお問い合わせください。あらためて当社からご案内申し上げます。

(8) 旅行契約は記載の旅行代金に含まれるもの

(9) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したのを除きます)

(ア) 航空運賃及び鉄道・船代等利用運送機関の運賃・料金(空港の水準の異常に変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律課されるものに限ります。以下同様とします)を含みません。

(イ) パンフレット内に「アートクラス席・ビジネスクラス席等」を示す場合の運賃等

(ア) 空港税・空港税滞納料等の運送代金(アダルト等)

(イ) バス代金・ガイド代金・入場料等の觀光代金

(ア) 宿泊代金及び税・サービス料(二部屋に2人入室する場合を基準とします)。ただし、旅行日程に「お客様負担と明記してある場合を除く。)

(オ) 料金代金及び税・サービス料金

(カ) お客様おひとりにつきスリーピングルーム等1個の受託手荷物運賃料金(おひとり20kg以内が原則となっていますが、座席等級・方面により異なります)で計算される料金(重さが20kgを超える場合は、料金に超過料金がかかる場合があります)。

(キ) お客様がおひとりにつきスリーピングルーム等1個の受託手荷物運賃料金(おひとり20kg以内が原則となっていますが、座席等級・方面により異なります)で計算される料金(重さが20kgを超える場合は、料金に超過料金がかかる場合があります)。

(ク) お客様がおひとりにつきスリーピングルーム等1個の受託手荷物運賃料金(おひとり20kg以内が原則となっていますが、座席等級・方面により異なります)で計算される料金(重さが20kgを超える場合は、料金に超過料金がかかる場合があります)。

(コ) 送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所間)。但し、旅行日程に「お客様負担」と記載してある場合を除きます。

(2) (1)の料金は、お客様のご都合により一部利用されなくて払い戻しません。

9.「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

第8項の場合は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(ア) 渡航手続諸経費(旅券・査証の取得代金、預防接種料金、渡航手続代行に対する手数料)取扱料金

(イ) 日本国における自らから着用する空港港税・解消場所までの交通費・宿泊費等

(ア) 日本国内の空港施設使用料及び保安保安装置料

(イ) 運送機関が課す付加運賃・料金(燃油(油)代金・チャージ等)(前項(8)の燃油サーチャージは除きます)※航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合は、増額になった場合は不足分を追加徴収し、減額になった場合はそれを返します。

(オ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)

(カ) クリック・ナビゲーション等のツールの料金(ボーナス・メイル等)等のチケット、その他の割増料金等個人的性質の料金及び、それに伴う税・サービス料

(キ) 傷害・疾病に関する医療費等

(ク) 日本国国外の空港税・出国税・国際旅客航路料等の諸税・料金(ただし空港税等が含まれていることを明示したコースを除きます)。コースによっては、空港税等が提出前に日本においてお支払いいただく場合もあります。

(ケ) 「オプショナルツアーグループ」と等とし、現地にて現地旅行会社等が希望者のみを募って実施する小旅行等の代金

(コ) 「Oプラン」、「O○○追加代金」(パンフレット等に記載した追加代金)

(カ) 第8項(イ)で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊機関が課す料金・サービス料金

(シ) 各航空会社により、設定される手荷物運賃料金及び有料の機内食や飲み物代金

(テ) 旅行契約の内容によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が表示されている場合があります。お申込みの際「海外危険情報」に関する書面を提出します。また、外務省「海外安全ホットペーパー」(http://www.anzen.mofa.go.jp)でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に海外危険情報が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等

の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全がかつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与しないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。

ただし、緊急の場合においてもやむを得ないときは、変更後にご説明します。

## 11. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約の締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

(ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しく通常よりも高くなる場合

(イ) 旅行代金を増額する場合

(ウ) 旅行代金を縮減する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

(オ) 旅行代金を変更する場合

(カ) 旅行代金を変更する場合

(キ) 旅行代金を変更する場合

(ク) 旅行代金を変更する場合

(エ) 旅行代金を変更する場合

加条件を満たしていないことが判明したとき。

- (イ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとして当社が認めたときは。
- (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあるとして当社が認めたときは。
- (エ) お客様との契約内容に關して合理的な範囲を超える負担を求めたときは。
- (オ) お客様の数がパンフレット等で記載した最小催行人数に達しなかったときは。この場合は旅行開始前の日から起算してさかのぼって 23 日目(ピーク時)に旅行開始となるときは 33 日目)に当たる日より前に、中止を通知します。
- (カ) スケートを目的とする旅行における雪量の不足のよう、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
- (キ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他のお客様の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (ク) 上記(キ)の一例として新規や既存の航空会社及び新規に就航する路線を利用する場合、並びにチャーター便を利用する場合において航空会社による関係各機関認可の取得ができないことにより運送サービスが中断されたときは。
- (ミ) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收取している旅行代金(又は申込金)から運送料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收取している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

## 16. 当社の解除権(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様の旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示による違背、これらの方々又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたときは。
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他のお客様の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったときは。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約責任は有効に履行されたものとします。
- この場合のお客様と当社との契約解消は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらから支払うべき取消料、運送料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 17. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第 11 項、第 13 項、第 14 項(2)、第 15 項及び第 16 項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解消による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に對し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定に第 21 項又は第 25 項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を使用することを妨げるものではありません。

## 18. 契約解消後の帰路手配

- 当社は、第 16 項(1)又は(ウ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

## 19. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社が別々に異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様の旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に從つた旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの実施を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務は、(パンフレット等に記載している航空会社を除く)してから、当該空港に着陸する(解散するまで)となります。日本国内の空港から発着空港までの区間を「パンフレット記載の追加代金(又は無料)で利用する場合は、当該国又は区内と本体と併せて1つの募集企画旅行の範囲として取り扱います。パンフレットに記載のない国内線を普通運賃で利用の場合はこの限りではありません)。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下手配代行者)といいます)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等で示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要する費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

## 20. 当社の指示

- お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集企画旅行参加者として行動していくだけではなく、自由行動時間帯を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます)の指示に従っていただきます。指示に従つて団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であつてもそのお客様の事後の旅行契約を解除することができます。

## 21. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に對して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、21 日以内に当社に對して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- (2) お客様が、次に示すようにして生じたときは、当社はお客様に責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- (イ) 送運・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による離難又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- (エ) 自由行動中の事故。
- (オ) 食中毒。
- (カ) 盗難。
- (キ) 送運機関の遅延、不適・スケジュール変更、経路変更などはこれらによつて生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮。
- (ク) 航空運送契約または航空会社の定めにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をされた場合による航空会社及び宿泊機関による予約の取り消し。

## 22. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集企画旅行に参加するお客様が、その募集企画旅行中に急激かつ偶然な外の事由によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により 2 万円~10 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円~40 万円、死亡補償金として 2,500 万円です。また、携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき 15 万円を限度とします。ただし、補償品に係る損害補償品の一つ又は二つについては、10 万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他「特別補償規程」第 18 条 2 項に定める品目については補償しません。

- (2) お客様が募集企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー、捨棄、超絶体力競技(バーチャル・グライダーフォーミュラ、マイクロライド機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプロペラ搭乗その他のこれらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第 3 項及び第 5 項で該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された旨については、当該手配における損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第 21 項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき補償金を支払いません。ただし、当該運動による損害は当社が負うべき補償金の一部(又は全部)に充當します。
- (5) 当社が本項(1)による補償金を支払う義務を負うときは、その金額の限度で負う場合であつて、一方の義務が履行されるとときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 23. オプショナルツアーや情報提供

- (1) 当社の募集企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集企画旅行(以下オプショナルツアーやといいます)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第 22 項の適用については、当社は、主として旅行契約の内容の部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプショナルツアーや(パンフレット等)による旅行企画・実施、当社(又は(株)ニュージャパンツーリズム)による表示します。
- (2) オプショナルツアーやの旅行企画・実施者は当社以外の現地法人等である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則として現地とおり、お支払も現地となります(一部日本にてお申込み、お支払できるものもあります)。
- (イ) 計約は現地の法律によつて現地銀行会社等が定めた旅行条件によって行っており、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 計約の成立は、現地銀行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 計約成立後の返済、取消料については、お申込みの際、現地銀行会社等にご確認ください。
- (オ) 現地銀行会社等が実施するオプショナルツアーやは旅券保証の対象とはなりません。

- (3) 当社は、オプショナルツアーや参加中のお客様に発生した第 22 項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で單なる情報提供として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツにおける旅行企画に登録した損害に対する場合は、当社は第 22 項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 24. 旅行保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に下欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日起から起算して 30 日以内に支払います。
- (2) ただし、当該変更が次の(ア)又は(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 計約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと)いわゆるオーバーブッキング等による場合は除きます)。
- (エ) 旅行日程に支障をきたす天災地変を含む天災地変
- a. 旅行日程に支障をきたす天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送・スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- (ア) 第 21 項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ウ) 第 13 項、第 14 項、第 15 項及び第 16 項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解消された部分に係る変更であるとき。
- (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になつた場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金 = お支払い対象代金 × 1 件につき下記の率	旅行開始の前日までにお客様へ通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は、旅行終了日の変更	1.5%	0%
②契約書面に記載した観光施設(レストラント等)を含むその他の旅行の目的の変更	1.0%	0%
③契約書面に記載した運送機関の空席又は、より設備の低い料金のもののもの(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及びそれを下回った場合に限り)に	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港は旅行終了地たる空港の異なる場合の変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直便の乗継又は経由便の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の設備、賞賛料等の他の客室の変更	1.0%	2.0%
⑨前各項目に記載する変更のうち契約書面のアターナイト中記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注 1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以後にお客様に通知した場合をいいます。

- 注 2) 旅行開始後交付される場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と呼び替えたこの場合において、前各項目の記載内容と確定書面の記載内容とお客様との間に変更が生じたときは、それぞれの変更について「1 件」として取り扱います。

- 注 3) ④は⑤に記載する運送機関の空席又は経由便の変更

- 注 4) ④に記載する運送機関の会社名の変更について、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は運送機関の会社名の変更について、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は運送機関の会社名の変更について記載します。

- 注 5) ホームページ、パンフレット等の記載内容と確定書面の記載内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更について「1 件」として取り扱います。

- 注 6) ④に記載する変更については、「1~3 の率を適用するまでの料率を適用します」。

- 注 7) 1 件とは、運送機関の場合は 1 枚車両の運送機関の場合は 1 台舟便に、その他の旅館等の場合は 1 間室として取り扱います。

- 注 8) ⑨の「記載する変更のうち 1 枚車両又は 1 台舟便で複数生じた場合であっても、1 車両又は 1 台舟便につき 1 件として取り扱います。

- 注 9) ⑨の「記載する運送機関の料率」は「記載する確定書面に記載された料率」を意味します。

- 注 10) 「旅行開始前の場合は、旅行開始日の前日までにお送りする確定書面に記載された手配代金」といいます。(以下「手配代金」といいます)、旅行申込みに記載された個人情報を記載した個人情報をについて、お客様との間に連絡のため利用させていただくことがあります。当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等)については当パンフレット記載の日程表及び別途算出額の算出結果に記載した手配代金を「手配代金」といいます。

- 注 11) ⑨の「手配代金の手配の際に伴う手配料」については、運送機関の手配料と運送機関の手配料の合計額を「手配料」といいます。

- 注 12) ⑨の「運送機関の手配の際に伴う手配料」については、運送機関の手配料と運送機関の手配料の合計額を「手配料」といいます。

内容と異なるものと認めたときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 25. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の仮票への会員の署名をして旅行代金の支払いを受けることを「以降(通信契約)」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお問い合わせを受ける場合があります。ただし、当該提携会社と無書面取扱契約を有する場合は、当該提携会社より当該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類をも選択旅行会社により異なります。所定の仮票に会員の署名をいただきケジットカードでの支払いができない場合は、電話契約の該当せず、通常の取扱いができます。
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集企画旅行契約の場合は該当の旅行会社の旅行契約の条件と同一になります。
- (ア) 通信契約の申込みに際しに、会員は申込みしよとする「募集企画旅行の名称」「山形県」等に記載して、「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申出いただけます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みと同様に成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子書面通話の方法で通知した場合は当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約の「カード利用料」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は運送債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除の日とします。

## 26. 通信契約の申込み

- (1) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合に当社が会員の署名を捺印したときと同様に成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子書面通話による申込みの場合には、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約の「カード利用料」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は運送債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除の日とします。
- (エ) 通信契約の「カード利用料」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は運送債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除の日とします。

## 27. その他

- (1) お客様が個人的な案内、貴重品等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病、傷害等の発生によるものに伴う諸費用、お客様の不注意による荷物、貴重品の紛失、盗難等によるものに伴う諸費用等を含む旅行代金の支払を負担していただきます。
- (2) お客様の便益を考慮するため、土産物店等にご案内するに伴う諸費用及び行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (3) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払います。
- (4) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (5) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (6) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (7) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (8) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (9) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (10) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (11) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (12) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (13) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (14) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (15) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (16) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (17) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (18) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (19) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (20) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (21) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (22) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (23) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (24) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (25) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (26) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (27) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (28) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (29) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (30) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (31) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (32) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (33) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (34) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (35) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (36) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (37) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (38) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (39) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (40) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (41) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (42) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払う旨を記載した手配の別途料金を支払います。
- (43) お客様が現地係員等による手配を依頼する場合に、当社は、手配